

消防訓練マニュアル



消防法では、一定以上の人員を収容する防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定め、消防計画を作成し、その計画に基づき訓練を実施することが定められています

中でも、飲食店や病院など不特定多数の人が出入りする特定用途防火対象物では、事前に消防署へ訓練を行う旨を届け出したうえで、年2回以上の訓練が義務付けられています

●総合訓練（火災発見からの一連の流れを確認する訓練です）

火災発見

大きな声で「火事だ！」と周りの人に伝えましょう
非常ベルがある場合はボタンを押して、周りの人に音で知らせましょう

自動火災報知設備が設置されている場合は活用し、受信機で火災の発生場所を確認しましょう！

通報

119へ通報し、応答した消防職員の問いかけに落ち着いて答えてください

初期消火

近くの消火器を集め初期消火しましょう
（屋内消火栓がある場合は活用しましょう）

避難誘導

利用者を安全な場所へ誘導し、逃げ遅れがないか確認しましょう
再度侵入は、しない・させないようにしましょう

◎人数が確保できる場合は役割分担をし、通報・初期消火・避難誘導を同時に行ってください

◎実際の火災では、到着した消防隊へ情報提供をお願いします

→逃げ遅れた人はいるのか？何階のどこから出火しているのか？何が燃えているのか？など

●通報訓練

- ・実際に火災が起きたとき、落ち着いて通報ができるように通報要領を確認する
- ・建物の住所、電話番号をすぐ言えるように確認しやすい場所へ掲示しておく

◎春日部市では事前に予約することで、実際の119番へ訓練通報をすることができます



119番通報訓練要領



消防職員	119番消防です。 火事ですか？ 救急ですか？
通報者	訓練・訓練・自衛消防訓練通知書の 届出年月日は令和 年 月 日です。
消防職員	住所と建物の名前を教えてください。 (消防車・救急車が向かう場所を教えてください)
通報者	春日部市 _____ です。 建物の名前は _____ です。
消防職員	何が燃えていますか？
通報者	_____ 階 _____ から出火しました。 (例：1階のキッチンから出火しました。)
消防職員	あなたの名前を教えてください。
通報者	名前は _____ です。
消防職員	今お使いの電話番号を教えてください。
通報者	電話番号は _____ です。

- ★ 通報時は、落ち着いて、ゆっくり、はっきりと話してください。
- ★ 指令センターから上記の問いかけの他に、その建物は何階建てか？出火した階は何階か？建物の中に人がいるか？煙の色は白色か？黒色か？などを聞くことがあります。
- ★ 通報時慌てるあまり、住所などを言わずに「早く来てくれ！」としかお話しただけでないケースがあります。
あわてず、ゆっくり、落ち着いて職員の質問に答えてください。
- ★ 市境からの通報は近隣の消防本部に繋がる場合がありますが、春日部市消防本部に転送されるので、電話を切らずにお待ちください。

●消火訓練

・消火器がどこに設置されているのかを再度確認、周知する

・消火器を正しく活用できるように、使用方法の確認をする

◎春日部市では訓練用水消火器の貸し出しをしています

○消火器の使い方

・消火器を火元の近くまで運ぶ(3m～5m火元より離れる)

・転倒した際の怪我防止のため、消火器を運ぶときは片手で運ぶ

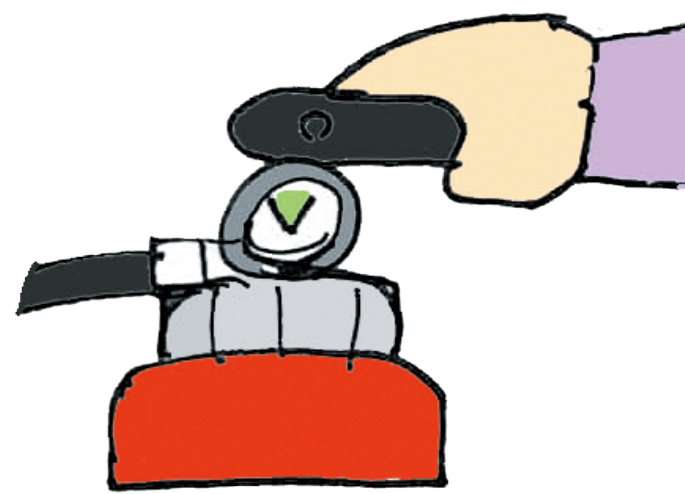
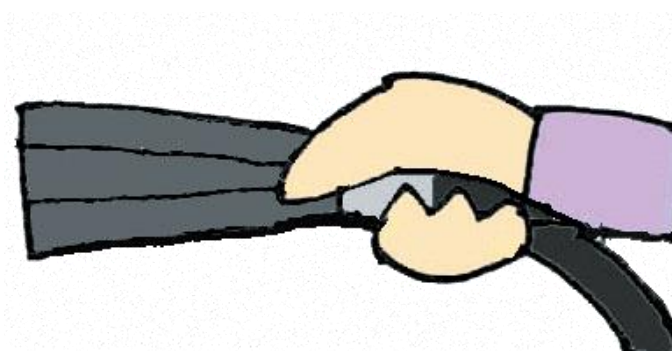
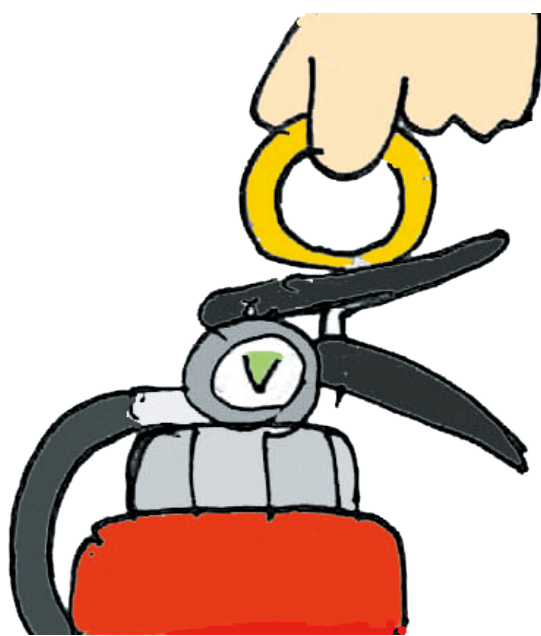
・操作をする前に、自分の周辺に逃げ道が確保されていることを確認する

運び終わったら、以下の①②③で操作をする

①安全ピンを抜く(消火薬剤の誤放射を防ぐため、安全ピンは運んでから抜くようにしましょう)

②ホースを火元に向ける

③レバーを強く握る(ホウキで掃くようにして少しずつ火元に近づいていきましょう)



①安全ピンを抜く

②ホースを火元に向ける

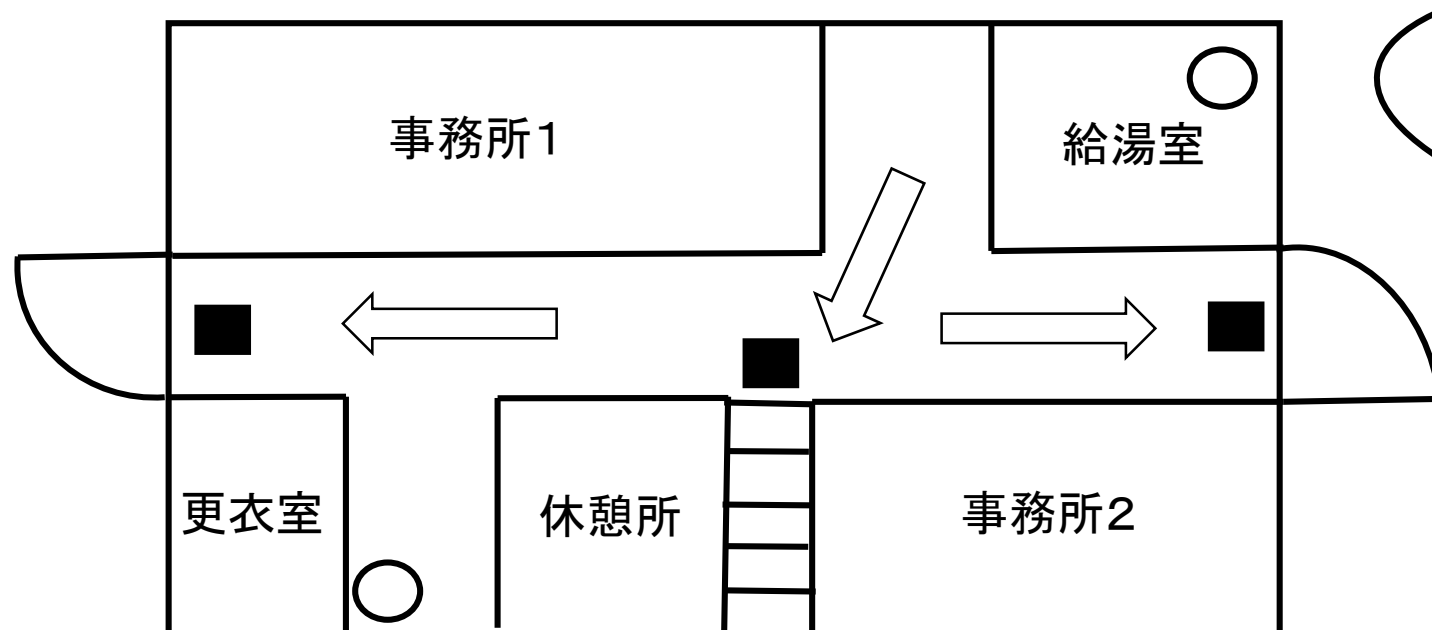
③レバーを強く握る

こんなときはすぐに初期消火を諦めて避難しましょう！

- ・自分の背丈よりも炎が大きくなったとき
- ・炎が天井に燃え移ったとき

●避難訓練

- ・火元を想定して、図面などで避難経路を確認する
- ・実際に避難経路を通ってみる
- ・避難経路、防火シャッター、防火戸付近に物が置かれていないかを確認する
- ・避難器具が設置されている場合は設置場所・使用方法を確認、周知する
- ・利用者をどこへ、どのように誘導するのかを確認する



避難経路図を見やすい位置に掲示し、確認しておくことも大切です！

避難経路図（例）

○消火器設置位置

■誘導灯設置位置

●最後に...

火災から身を守るためには、継続的な訓練の積み重ねが大切です

1度訓練に参加したからもう大丈夫！ではなく、いざという時に訓練どおりの行動ができるように、定期的な訓練を実施していきましょう

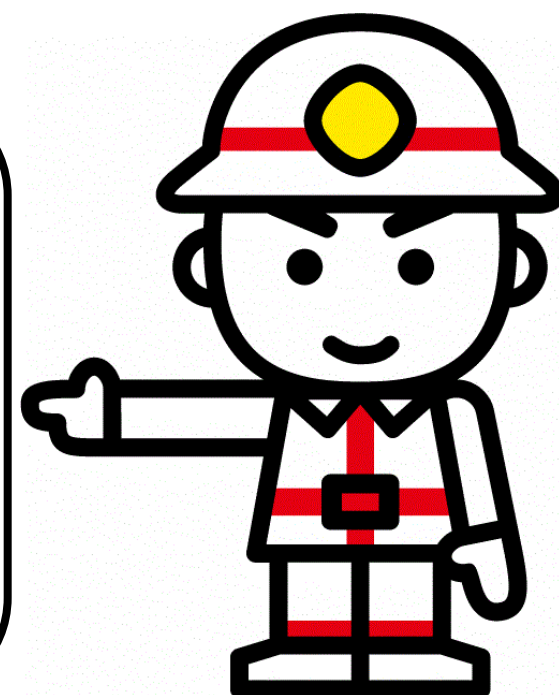
※実際に119番への通報訓練の実施や、訓練用水消火器の貸し出しを希望する場合は、事前に自衛消防訓練通知書に必要事項を記載し、予防課へ提出してください

●お問合せ先・提出先●

春日部市消防本部 予防課（春日部市谷原新田2097-1）

電話番号：048-738-3117

平日8時30分から17時15分（土日祝日を除く）



● 自衛消防訓練通知書

自衛消防訓練通知書に必要事項を記載し、春日部市消防本部予防課の窓口へ提出してください

春日部市ホームページから通知書をダウンロードできます

春日部市ホームページ→安心・安全→火災予防に関する申請・届出書→防火管理関係の届出・通知書

春日部市ホームページから**電子申請**でも提出することができます

自衛消防訓練通知書			
春日部市消防長 あて		〇年 〇月 〇日	
届出者氏名		春日部 太郎	
所在地	春日部市 谷原新田〇〇〇〇		
名称等	春日部消防ビル		
実施日時	〇年 〇月 〇日 (〇) 〇時 〇分から 〇時 〇分まで		
訓練種別	☐ 総合訓練 ☒ 部分訓練 (☒ 消火 ☒ 通報 ☐ 避難) ☐ その他 () ☐ 防災管理に係る訓練		
通報方法	☒ 実際に 119 へ通報 ☐ 火災通報装置から通報 ☐ 実際には通報しない 通報時間 〇時 〇分		
参加人員	10 名	問合せ先	電話 048 (738) 3117
訓練用消火器	3 本 ※貸出・返却は平日の 8 : 30 ~ 17 : 00 までです。 借用日 〇年 〇月 〇日 (〇) 返却日 〇年 〇月 〇日 (〇)		
訓練概要 1 通報訓練 (通報担当が 1 1 9 番に通報する) 2 消火訓練 (消火担当 3 名が屋内消火栓から厨房付近までホースを延長する) (消火担当 3 名が消火器を持って厨房付近まで行く) 3 避難訓練 (避難担当 2 名が避難口付近に立ち大声でお客様を避難誘導する) (避難担当 3 名が逃げ遅れ等いないかを確認する) 4 防火管理者からの講評 ※別紙参照でも可能			
※受付欄		※経過欄	
		☐ スケジュール ☐ 通報要領 ☐ 受付入力 ☐ N 入力	
備考 1 この用紙は、日本産業規格 A4 とすること。 2 ※印の欄は、記入しないこと。 3 火災通報装置とは通報ボタンを押すことにより自動的に消防機関へ通報をするとともに通話を行うことができる装置をいう。			